

現行保険証 来年12月1日で廃止

最長1年間は使用可能

マイナンバーカードを健康保険証として使う「マイナ保険証」への移行をめぐり、政府は現行の保険証を来年12月1日で廃止する方針を固めた。翌2日以降、新規発行はできなくなる。複数の政府関係者が明らかにした。

今年6月初旬に成立したマイナンバーカ法などの改正法で、現行の紙などの保険証は2024年12月8日までに廃止する」と定められている。政府は来年秋をめどに廃止の日を調整してきたが、自治体や医療機関などの準備に余裕を持たせるため、12月まで割り込ませることにした。今後、政令で正式に定める。

来年12月の廃止後も経過措置として、有効期限が残っている保険証は最長1年間使うことができる。マイナンバーカードを持つていない人や、持っていてもカードを保険証として登録していない人は、保険証の代わりとして「資格確認書」が自治体などから送られる。

(吉備彩由、小寺川太朗)